明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

⑩ 区分番号Ｂ００５－８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料
⑪ 区分番号Ｂ００５－９に掲げる排尿自立指導料
⑫ 区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
⑬ 区分番号Ｂ００７－２に掲げる退院後訪問指導料
⑭ 区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
⑮ 区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
⑯ 区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注３、注４、注７、注８又は注10から注15までに掲げる場合に限る。）
⑰ 区分番号Ｂ００９－２に掲げる電子的診療情報評価料
⑱ 区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)
⑲ 区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

ロ 別表第一第２章第４部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 第１節通則第４号のイに規定する点数
② 区分番号Ｅ００１の１に掲げる単純撮影
③ 区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影

ハ 別表第一第２章第５部第３節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）

ニ 別表第一第２章第６部第２節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）

ホ 別表第一区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び同表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料

ヘ 別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
② 区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法
③ 区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法
④ 区分番号Ｉ００８－２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に掲げる場合を除く。）
⑤ 区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注５に掲げる場合を除く。）
⑥ 区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
⑦ 区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料

ト 別表第一第２章第９部に規定する点数（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）

チ 別表第一第２章第10部から第12部までに規定する点数

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の３のイの(1)から(4)までの注及び(2)の注７に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第１章第１部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号Ａ４００の１に掲げる短期滞在手術等基本料１

ハ 別表第一区分番号Ｂ００５－７に掲げる認知症専門診断管理料
ニ 別表第一第２章第３部及び第４部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ホ 別表第一第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ヘ 別表第一第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ト 別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料
② 区分番号Ｉ０１１－２に掲げる精神科退院前訪問指導料
③ 区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
④ 区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料

チ 別表第一第２章第９部から第13部までに規定する点数

三 別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ 区分番号Ｂ００４－１－４に掲げる入院栄養食事指導料
ロ 区分番号Ｂ００４－９に掲げる介護支援連携指導料
ハ 区分番号Ｂ００６－３に掲げるがん治療連携計画策定料
ニ 区分番号Ｂ００６－３－２に掲げるがん治療連携指導料
ホ 区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ 区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト 区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
チ 区分番号Ｂ０１１－４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
リ 区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ヌ 区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２
ル 区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ヲ 区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ワ 区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

四 次に掲げる患者

イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者
ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる療養

一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の３のハの(1)から(3)までの注５に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）

イ 別表第一区分番号Ａ２２７に掲げる精神科措置入院診療加算
ロ 別表第一第２章第５部第３節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）
ハ 別表第一第２章第６部第２節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）

ニ 別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
② 区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法